

令和2年 天草市農業委員会第9回総会議事録

令和2年9月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	12番	井島安一 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本 隆二	係 長	荒木 賢司
係 長	松本 馨	書 記	山川 裕輔
書 記	井上 拓海	書 記	浦川 優也

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第46号	農地法第3条の許可申請について
日程第3	議第47号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第48号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第5	議第49号	非農地通知書交付申請について
		報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 2 年天草市農業委員会第 9 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。台風 9 号・10 号の影響は、報道されていた予想よりも被害が少なく安心致しました。コロナウイルスは、減少傾向にありますが、自分自身がかからないように、みなさんも引き続き対策をよろしくお願い致します。農業者年金の新規加入については、目標が 5 件となっており、現在 2 件ですので、目標に向けて年金の推進をお願い致します。本日は全体で 179 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、全ての委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、3 番黒川委員、4 番松下委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 46 号、農地法第 3 条の許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。本町の譲受人は合志市の譲渡人より、本町の田 916 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から南西へ約 0.8km、青色で着色した県道本渡荅北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。本町の譲受人は福岡県久留米市の譲渡人より、本町の田199㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から南西へ約1.2km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。本町の譲受人は合志市の譲渡人より、本町の田102㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約0.6km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。深海町の譲受人は深海町の譲渡人より、

深海町の畑 398 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した深海小学校から南へ約 1.5km、青色で着色した県道 26 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○2 番（中川徹君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 2 ページをご覧ください。5 番について説明します。この農地は、令和 2 年 5 月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者であり、空き家の売買契約が済んでいることを確認しています。また、指定農地を 5 年以上継続して適切に耕作する旨の誓約書が提出されています。福岡県北九州市門司区の譲受人は福岡県糟屋郡宇美町の譲渡人より、有明町の田 1,353 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧浦和小学校から北東へ約 0.8 km、青色で着色した県道 282 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には花き類及び果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 6 番について説明します。本町の譲受人は浄南町の譲渡人より、五

和町の田と畑 5,643 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した城河原郵便局から北へ約 0.2 kmと北東へ約 0.2 km、青色で着色した県道本渡五和線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻、飼料作物、お茶、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7 番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 731 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北西へ約 1.0km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8 番について説明します。五和町の譲受人は山口県下関市の譲渡人より、五和町の畑 2,516 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

さい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から北西へ約1.0km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は新和町の個人で、楠浦町の田320㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から東へ約0.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、土地改良事業計画で定められた用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することができることとなっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は本渡町の法人で、本町の田349㎡を売買により取得して車両置き場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から南へ約0.7km、青色で着色した県道本渡五和線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、レンタカー事業及び中古車販売事業の車両置き場として利用したいため、レンタカー車両置き場10台、中古車車両置き場10台として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

- 8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑337㎡を売買により取得して個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深支所から南東へ約1.8km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐輪場4台、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。
- 7番（金棒康二君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

ませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番・5番について事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の4ページをご覧ください。4番、5番についてまとめて説明します。転用者は深海町の個人で、深海町の畑276㎡を贈与、深海町の畑196㎡に使用貸借権を設定して倉庫及び駐車場及び作業場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧深海小学校から東へ約1.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、養殖業を営んでおり、新しく建てる自宅付近に倉庫、作業場が必要なため、倉庫1台、駐車場5台、作業場、通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○2番(中川徹君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 6番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑149㎡を売買により取得して車庫及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草厚生病院から南西へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する店舗の駐車スペースが不足しているため、車庫4台分、駐車場3台として整備し利用する計画で

す。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 7番について説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の田294㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳高校から南西へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、近くにある事務所の資材置場として利用したいため、資材置場として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第48号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第48号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画につ

いて説明します。資料②の5ページをご覧ください。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が148件、再設定が11件、転貸が0件、合計160件で、筆数326筆、総面積が425,273.28㎡となっております。今回、利用権設定の件数が増加した理由としましては、新型コロナウイルスで影響を受けた野菜や花き・果樹・茶などの高収益作物の次期作を支援するための交付金が創設されております。この交付金の申請要件として、利用権設定を行うことが要件となっていることから、これまでヤミ小作で契約をされていた農地について、今回正式に利用権設定を結ばれたことで申請件数が増加しております。なお、5ページの所有権移転の計画につきましては、熊本県農業公社が宮地岳町の個人より宮地岳町の田2,142㎡を売買により取得する計画でございます。利用権設定に関しては52ページ84番から139番、主に河浦町路木・今富における56件、110筆、総面積102,825㎡を、農地中間管理機構を通じて新規設定された計画となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の5ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第49号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の93・94ページをご覧ください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が1件、新和地域が1件、五和地域が1件、天草地域が1件、合計4件。筆数は全体で29筆、面積は67,228㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の6ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から25番の地図です。黄色で着色した旧志柿小学校から南東へ約3.0kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が26番の地図です。黄色で着色した旧大宮地小学校から南へ約0.1kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が27・28番の地図です。黄色で着色した五和支所から北西へ約1.0kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が29番の地図です。黄色で着色した天草小学校から南西へ約1.5kmのところにな

ります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から25番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 26番については、転用行為が見受けられるため、判断をおこなわないことに意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、判断をおこなわないことと致します。

○議長（本田実君） 27番・28番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 29番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の95ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係の許可不要転用届はありませんでした。第5条関係の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和2年天草市農業委員会第9回総会を閉会致します。

16時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 黒川 紀世子

署名委員 松 下 敏 明